解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

RBソーラーケープ合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

RBソーラーケープホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三六番一ウィンベル代々木五〇四号

エクセラ出版株式会社

代表清算人　坂牧　健一

解散公告

当社は、令和七年五月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階

株式会社ハレキナ・リレーション

代表清算人　黒田　弘国

解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区神田淡路町一丁目五番地

ビブリロォス株式会社

代表清算人　中富　芳春

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都世田谷区等々力四丁目一三番二〇号

株式会社ボン

代表清算人　塚原　佳弘

解散公告

当社は、令和七年五月七日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニビジネスコート一〇階

株式会社セーフティ・サービス

代表清算人　棚橋　章紀

解散公告

当社は令和六年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

ＢＥＹＯＮＤ　ＬＩＭＩＴＳ合同会社

清算人　デーヴィッド・チピン・リュウ

解散公告

当社は令和七年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都新宿区神楽坂六丁目八番地文悠ビルＢ一

ＯＡＳＥジャパン合同会社

清算人　クリストファー・ライト

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ7合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都台東区千束四丁目一七番八号

株式会社ウエスト

代表清算人　西山　市郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ合同会社ＧＭ２Ｄ七階

清算人　金本　知之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目五番地一公益財団法人徳田財団

代表清算人　松本　敏朗

解散公告

当社は、令和七年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区南平台町一番九号

ＧＳフォース株式会社

代表清算人　小西　亮介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都小金井市中町四丁目一二番一八号

株式会社エム・エス・アイ

代表清算人　石原　秀登